

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民 法

民事訴訟法

問題冊子（1～4ページ）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 亡Aは、第一審判決別紙物件目録（省略）二記載の借地権を有する土地に同目録一記載の建物（以下「本件建物」という。）を所有し、本件建物において妻であるBらと居住していた。
- 2 Aは、昭和54年2月24日に死亡し、その相続人は、B並びに子であるY₁及びY₂の三名である。Y₁は昭和52年に、Y₂は昭和57年に、それぞれ婚姻し、その後、他所で居住するようになったが、Bは、本件建物に居住している。
- 3 X信用金庫は、平成5年10月29日、C及びDを連帯債務者として、同人らに対して300万円を貸し渡した。Bは、同日、Xに対し、前記金銭消費貸借契約に係るCらのXに対する債務を連帯保証する旨約した。
- 4 本件建物の所有名義人は亡Aのままであったところ、CらのXに対する前記債務に基づく支払が遅滞し、その期限の利益が失われたことから、Xは、平成7年10月11日、Bに対し、前記連帯保証債務の履行及び本件建物についての相続を原因とする所有権移転登記手続をするよう求めた。
- 5 B及びY₁らは、平成8年1月5日ころ、本件建物について、Bはその持分を取得しないものとし、Y₁らが持分2分の1ずつの割合で所有権を取得する旨の遺産分割協議を成立させ（以下「本件遺産分割協議」という。）、同日、その旨の所有権移転登記を経由した。
- 6 Bは、Xの従業員に対し、前記連帯保証債務を分割して長期間にわたって履行する旨を述べていたにもかかわらず、平成8年3月21日、自己破産の申立てをした。
- 7 Xは、B、C及びDを被告として金員の支払を請求し、第1審ではこの請求を認容する判決が言い渡された。しかし、Bらはこれに対して控訴しなかったため、本件訴訟においては、XとY₁らとの間の紛争のみが残った。
- 8 Xは、本件遺産分割協議は取消しの対象になるとして訴えを提起するに至った（以下「本件請求」という。）。

〔設問1〕

Xは、本件訴訟において、本件遺産分割協議に関してどのような法的主張・法律構成を採用して本件請求をおこなっていかうとしているものと考えられるだろうか。

〔設問2〕

Xによる以上のような主張に対し、 Y_1 らは、どのような反論をして対抗してくるものと考えられるだろうか。

第2問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、設問に答えなさい。

〔事実関係〕

X（父）とY（母）の間に平成22年9月に子A（長男）が誕生した後、同月に婚姻の届出をした。Yは、平成25年2月に、Aを連れてXと別居し単独でこれまで4年以上にわたってAの監護をしている。その間、平成28年3月に、XとYはAの親権者をXと定めて協議離婚した。離婚後も当面はAの養育はYが行うということが取り決められていた。Yは平成28年12月8日頃、現在YがAと同居して養育しており、親権者をYに変更しないと不便であり、そもそも親権者指定自体、十分な協議が行われず、ほとんど監護を行ってこなかったXの希望によってなされたものであることなどを理由として、Xを相手方として、Aの親権者をYに変更することを求める調停を東京家庭裁判所に申し立てた。

Xは、平成29年4月、福岡地方裁判所に対してYを債務者として、子の引き渡し請求をした。

問1

Xによる地方裁判所に対する子の引き渡し請求について、手続き法的な点から検討しなさい。

問2

Xによる地方裁判所に対する子の引き渡し請求が、仮に手続き法的に認められるとして、その権利行使について実体法的な点から検討しなさい。

第3問（民事訴訟法）

【問題】

A銀行（本店は東京都中央区）は、Y₁社（本店は奈良県奈良市）に対し、手形貸付をしていたが、その債務についてY₁の代表者であるY₂が、連帯保証をしていた。この取引は、全てA銀行奈良支店において行われていた。A銀行とY₁間の銀行取引約定書には、当該銀行取引に関して紛争が生じた場合には、A銀行の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とする旨を定める条項があった。その後、Y₁は、業績不振に陥り、債務の履行を遅滞したので、A銀行は、上記貸付債権を不良債権であるとしてX社（本店は東京都新宿区）に譲渡した。

X社は、Y₁及びY₂を被告として、東京地裁に、上記手形貸付債権及び連帯保証債権の履行を求めて訴えを提起した。X社は、前記銀行取引約定書の条項に基づき、東京地裁が管轄権を有すると主張したが、Y₁らは、①上記条項は、公序良俗又は独占禁止法に反して無効である、②奈良地裁における審理の方が当事者間の衡平に資するなど主張し、民事訴訟法16条及び17条に基づき奈良地裁に移送を申し立てた。

このような移送の申立ては認められるか。

